

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成24年2月27日(月曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 施政方針演説
日程第 4 議案第 1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 13 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 15 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定に
ついて
- 議案第 19 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3
号）
- 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5
号）
- 議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 5 号）

- 議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 27 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 33 号 市道路線の認定について

- 日程第 6 平成 23 年請願第 1 号 請願書「ハッ場ダム等水源開発の検証検討について」
- 日程第 7 議会だより編集特別委員会付託案件の調査終了の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
諸般の報告
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 議案第 1 号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 2 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 議案第13号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第20号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第24号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第33号 市道路線の認定について

日程第 6 平成23年請願第1号 請願書「八ッ場ダム等水源開発の検証検討について」

日程第 7 議会だより編集特別委員会付託案件の調査終了の件

開 会 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は15名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年かすみがうら市議会第1回定例会を開催いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により6番 小松崎誠君、7番 加固豊治君、8番 佐藤文雄君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、2月8日、茨城県市議会議長会主催による平成23年度第2回議員研修会がつくば市において開催され、田谷文子君、山本文雄君、川村成二君の3名が参加しましたので、代表して山本文雄君から報告を求めます。

3番 山本文雄君。

[3番 山本文雄君登壇]

○3番（山本文雄君）

茨城県市議会議長会、平成23年度第2回議員研修会結果報告。

去る2月8日、私ほか2名の議員とともに、つくば市内の「オークラ・フロンティアホテルつくば」において、茨城県市議会議長会主催による、平成23年度第2回議員研修会に出席してまいりました。

筑波大学准教授の金久保利之先生を招いて、「茨城県内建物の耐震化について一東日本大震災の被害状況調査を踏まえて」という演題での講演がありましたので、その研修概要についてご報告申し上げます。

内容としては、1、阪神・淡路大震災から17年、2、地震に対する建物の設計と地震時の揺れ方、3、東日本大震災における建物の被害状況（主に茨城県内）、4、茨城県内の公共建物の耐

震化状況と今後、という4項目であり、スライドを用いながら、地震発生のメカニズム、被災状況と問題点などについて解説をいただきました。

特に、私がこの研修を通じて注目したのは、震災時における生命を守る事前対策の必要性であります。

一般に、津波は来襲までに相応の時間がありますから、対策と訓練によってある程度回避できますが、地震動による建物への被害は、時間的な余裕のない一瞬の出来事であり、このため多くの命が失われる結果となっております。

したがって、特に小中学校など教育施設の耐震化は重要なテーマとなりますが、しかしながら、茨城県内の公立小中学校の耐震化率は全国ワースト3位、旧耐震建物の耐震診断実施率は全国ワースト2位と極めてお粗末な現状にあるという指摘がありました。

このため、再び大地震の発生が予想されている現況では、市内における教育施設の耐震化と安全対策は、待ったなしの課題であり、児童生徒の命を守り、安全安心の教育環境を確保するためにも、積極的に取り組んでいかなければならない行政課題であると認識を新たにいたしました。

以上で、茨城県市議会議長会主催による平成23年度第2回議員研修会の報告といたします。

平成24年2月27日 研修派遣議員代表 山本文雄。

○議長（小座野定信君）

次に、閉会中の所管事務調査として総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等について、ご報告いたします。

本委員会は、平成23年第4回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目につきまして、平成24年1月12日及び2月3日に委員会を開催いたしました。

協議事項としまして、1月12日の委員会においては、1、行政組織の改革についてということで、職員給与について、2、公用車の運行についてということで、市長公用車の運行等について、3、入札制度についてということで、入札結果及び年度内完成見込みについて、4、防災についてということで、放射線対策について、以上4件の調査を実施いたしました。

また、2月3日の委員会では、1、入札制度についてということで、入札制度改正のその後の経過について、指名業者選定の方法について、2、行政組織の改革について、以上2件の調査を実施いたしました。調査をするに当たりましては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

以上の協議の経過、内容については、お手元に配付させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成23年第4回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成24年1月20日に委員会を開催いたしました。

委員会では、調査事項として国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項として、本市介護保険サービス事業所規模等の全国平均及び他市町村との比較について、及び本市介護保険会計各サービス給付費の細々節における被保険者所在等人数、件数、対象施設別等の分類検証について、以上2件について執行部より担当部課長との説明を求め、慎重に調査を行いました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

本委員会は、平成23年第4回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、平成24年1月13日及び1月31日に委員会を開催いたしました。

調査をするに当たりまして、執行部より担当課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

1月13日の委員会の協議事項として、（1）産業建設委員会所管に関する事項、（2）道路整備について、（3）下水道整備について、（4）農業委員会の所管に関する事項、以上4件の調査を実施しました。

（1）産業建設委員会所管に関する事項としましては、放射線対策について、放射線対策本部の説明を受け、かすみがうら市産の農水産物の現状等を調査しました。

1月31日の委員会は、1月13日の委員会に引き続き、協議事項として、下水道整備について、道路整備についての2件を調査いたしました。主な内容といたしましては、下水道整備について工事関係人を参考人として聴取し、詳細な説明を求めました。

委員会の調査経過並びに概要につきましては、お手元の会議録のとおりであります。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」を受理し、議会運営委員会の決定を踏まえ、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおり、文教厚生委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

また、本日までに陳情等3件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと思います。

次に、平成23年第2回臨時会会議録並びに平成23年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員からの地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成23年11月から平成24年1月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 施政方針演説

○議長（小座野定信君）

日程第3、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

平成24年市議会第1回定例会の開催に当たり、市政運営に対する所信の一端を表明する機会を与えられましたことに深く感謝申し上げます。

現下の経済情勢は、東日本大震災からの復興に向けた官民総力を挙げての取り組みにより、景気が持ち直しに転じたものの、欧州政府債務危機の顕在化や歴史的な円高による世界経済の減速により、総じて緩やかなものとなっております。今後、復興施策の本格化に伴う景気の回復も見込まれますが、財政健全化の取り組みである社会保障と税の一体改革の動向が、国内外に大きな影響を与えることから、国民生活においては先の見通せない状況になっています。

一方、観測史上最大規模を記録した東日本大震災は、誘発された津波により東北太平洋沿岸地域に壊滅的な被害をもたらすとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故など、広い範囲で大きな被害が出ております。本県においても、まだ痛ましい傷跡が残っており、一日も早い復興が待たれている状況です。

本市においては、最大震度6弱を記録し、その激しい揺れから道路や水道等のライフライン、市民の方々の家屋等、さらには千代田庁舎等の公共施設に大きな被害を受けました。幸いにして、とうとい命は守られたものの、震災直後の復旧に際しましては、行政として大きな課題を残してしまったのも事実でございます。

震災後、間もなく1年を経過いたしますが、この間、私は間髪を入れずに復旧復興の対応に力を注いでまいりました。しかしながら、放射能問題が大きな阻害要因となり、いまだ災害からの脱却には至っていないと認識しております。さらに、先般、東京大学地震研究所から、将来に向けた大地震の発生の切迫性が発表され、改めて本市千代田庁舎の危険性が危惧されるところです。この予断を許さない状況から、市民の皆様の安全性を確保するため、庁舎内の行政機能の一部移転を決意したのはご案内のとおりでございます。今後につきましては、市民の皆様や市議会のご意見を伺いながら、庁舎建設のあり方について、総合的な視点から判断したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これらを踏まえ、平成24年度の行政運営におきましては、市民の皆様の災害に対する安心安全の確保、放射能被害に対する適切な対応、さらには地域産業等における震災からの着実な復興に

力を注いでまいりる所存でございます。

今後とも、市民参加型の行政推進を基本としてまちづくりを進めてまいりますので、一層のご支援をお願いいたします。

それでは、本市の総合計画において示した将来像「きらきら いきいき ふれあい育む豊かなめぐみ野」の実現に向けたまちづくりへの取り組みにつきまして、施策体系に沿って、基本的な考え方を申し上げます。

第1に、「自然と調和した快適なまちづくり」を目指してまいります。

昨年、施政方針の冒頭で、宮崎県の新燃岳の噴火やニュージーランドの地震災害について触れましたが、3.11の東日本大震災により改めて自然災害の恐ろしさを目の当たりにいたしました。

本市においては、合併後における旧町地区の一体化を進めてきたところではありますが、震災からの復旧経過を検証しますと、市民生活に直結する公共施設の一体化の必要性を痛感したところでもあります。浮き彫りになった防災上の弱点を早期に克服し、市民の安心安全を確保するとともに、「災害に強いまち」を目指し、さらなる復興に重きを置いた各種対策を講じてまいります。

最初に、放射能の局所的なホットスポットの存在が市民の間で危惧されていることから、平成23年度から個別の訪問測定を実施しておりますが、平成24年度においても継続実施するとともに、消費食材や給食食材に対する不安の払拭に資するよう、両地区に放射能検査機器を設置し、随時結果を公表することで不安の解消に努めてまいります。

防災機能の充実につきましては、課題である市民への情報提供と水道供給基盤の強化に着手いたします。具体的には、災害時の避難対策や救援対策となる防災行政無線の千代田地区全域への設置に向けた電波調査を行うとともに、上水道事業については、関係機関との連携を深め、霞ヶ浦浄水場と下稲吉第2浄水場を結ぶ連絡管の接続工事を実施してまいります。さらには、今後起こり得る地震などによる災害に対応すべく、市の地域防災計画を抜本的に見直してまいります。また、災害への初動体制の充実を図るため再編成を行いました消防団につきましては、詰所の整備を進めてまいります。さらに、震災に連動しての発生が危惧される住宅火災から生命を守るため、住宅用火災報知器の普及を支援してまいります。

緊急時の避難や、物資の運搬に重要な道路網の整備につきましては、国道6号千代田石岡バイパスの早期完成や、県道の整備を強く要請してまいります。また、主要道路となる五輪堂橋改修や環境センター連絡道による改良工事を継続するとともに、新たに水資源道路の歩道整備工事に着手いたします。

さらに、都市計画道路神立停車場線の整備に向けての測量調査を推進するとともに、土浦協同病院の移転整備に伴う本市からの連絡道の整備に向け、関係機関や近隣自治体との連携を図ってまいります。

次に、中心市街地の整備につきましては、本市の玄関口としてJR神立駅西口地区土地区画整理事業を、引き続き土浦市と連携しながら進めてまいります。

公共交通の充実につきましては、市民の移動を助ける交通手段の確保と充実を図るため実施しておりますが、一部業務内容を見直し、6月からは県事業と連動した広域路線バスと従来型の乗合タクシーの運行を実施してまいります。

公共水域の水質保全等に資する施策といたしましては、茨城県森林湖沼環境税を充当する浄化

槽設置整備事業を継続するとともに、下水道施設の長寿命化計画を策定してまいります。

循環型社会の形成につきましては、国の原子力政策が再生可能エネルギーによる発電へと大きく方向転換を迫られる中、温暖化の防止や環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対し支援をしてまいります。

昨年来、懸案となっておりました石岡地方斎場組合事業につきましては、何かと市民の皆様にご心配をおかけしたところではありますが、関係3市の合意形成に至りましたので、今後はより連携を強め事業を進めてまいります。

第2に、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」を目指してまいります。

社会保障制度の持続性の確保が、将来に向けての大きな問題となっており、現在、国を挙げて「全世代対応型」への転換を目指しての議論が展開されております。本市において、医療、介護等の給付費の伸びは顕著であり、財政逼迫の大きな要因となっていることから、この改革の動向に注目し、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

最初に、保健の充実につきましては、重要課題といえる少子化対策の一環として、高額な不妊治療費に対する助成を拡大してまいります。

健康増進につきましては、市民自らが健康づくりへ取り組むことが大事であり、その機会づくりや環境づくりを推進してまいります。平成23年度、あじさい館内の一部を改修し、利用者の利便性向上を図ったところですが、平成24年度においては、市内各スポーツ施設の管理の充実を図ってまいりますので、市民の皆様には健康づくりに積極的に励んでいただきたいと考えております。

介護保険につきましては、平成23年度において、国の「地域包括ケア」の考え方に沿った第5期介護保険事業計画を策定しております。数年後には、団塊の世代が高齢者となり高齢化が一層進展する状況になりますので、継続的・効果的な介護予防サービスを実施してまいります。

次代を担う子どもを持つ世代への支援につきましては、特に力を注いでまいりたいと考えております。

最初に、乳児を持つ家庭の不安や悩み等の解消に資することを目的に、訪問事業等による支援の充実やチャイルドシートの貸付枠の拡大を図ってまいります。

社会生活の多様化に伴う保育ニーズへの対応といたしましては、特別保育など保育サービスのさらなる充実に努める一方で、補助金や民間資本などを活用した公立保育所の民営化を具体的に推進してまいります。また、現政権下で検討されている幼保一元化を推進する「子ども・子育て新システム」につきまして、その動向に注視しながら速やかに対応に努めてまいります。

次に、子どもを持つ世帯の負担の軽減の観点からは、私立幼稚園就園児の保護者への助成を拡充するとともに、中学生までの医療費無料化を本年10月から実施したいと考えております。

そのほか、子育てを社会全体で支える子ども手当・子どものための手当の支給、ひとり親家庭の生活の安定に寄与する児童扶養手当の支給については、その適切な執行に努めてまいります。また、虐待等の社会問題への対応としてハートフル相談員を継続配置するとともに、仕事と子育ての両立支援としての放課後児童クラブについては、内容の充実に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進につきましては、地域住民や関係諸団体の意見を聞きながら、自主的・主体的な活動による新たな地域づくりの輪が広がることを主眼とする第2期地域福祉計画を策定

してまいります。

第3に、「豊かな学びと創造のまちづくり」を目指してまいります。

本市は、歴史遺産に恵まれており、その貴重な地域文化を生涯にわたって学びながら、郷土愛を育むことが、まちづくりの原点であると考えております。

最初に、学校教育につきましては、本市の将来を担う子どもたちが安心して勉学に励めるよう、引き続き学校施設の安全性の確保と教育環境の充実に努めてまいります。施設整備については、下稲吉小学校と下稲吉東小学校に加え、新たに美並小学校についても耐震補強や大規模改造工事を年次計画に沿って進めてまいります。

小中学校の適正規模と配置の問題につきましては、市学区審議会の慎重審議の結果、1月に答申をいただいたところでございます。今後は、答申に沿って市内小中学校の統廃合に向けた具体的な計画を策定したいと考えておりますが、まずは、保護者及び地域住民の方々との合意形成に向け十分な説明に努めてまいります。

次に、教育内容の充実ににつきましては、平成24年度から中学教育において新学習指導要領に基づく「生きる力を育む」という理念のもとで思考力、判断力、表現力などの育成を重視した教育が行われます。家庭のみならず、地域社会全体で子どもの教育に取り組めるよう、新たに学校生活相談員を配置するなど、その環境づくりを図ってまいります。また、情報化や国際化など新しい時代に対応した教育の視点から、ALTやICTなどの専門知識を有する人材の配置を継続してまいります。

生涯学習の中核となる図書館につきましては、引き続き蔵書の充実に努めるとともに、利用者の利便性向上を図るために図書資料のIC化を導入してまいります。

スポーツの振興につきましては、市を象徴する霞ヶ浦の魅力を引き出すマリンスポーツとしてカヌーを推奨し、団体による運営を視野に入れながら、その振興に取り組んでまいります。また、生涯スポーツに取り組む市民の拡大を図るため、第1常陸野公園野球場やわかぐり運動公園内施設の改修を実施してまいります。

地域文化につきましては、地域の財産である豊富な文化財等を後世に伝承することが我々の務めと認識しております。このため、国指定の文化財である椎名家住宅につきましては、一部修理等の保存対策を講じてまいります。また、昨年、市民学芸員が育成され組織化されたことは、非常に喜ばしいことであり、今後は連携を図りながら文化の継承に努めてまいります。

第4に、「活力ある産業を育てるまちづくり」を目指してまいります。

放射性物質の飛散による本市への影響は、基幹産業となる農林水産業を初め、観光、商工業の分野でも、終息が見えない甚大な被害となっています。このため、平成24年度においては、産業の確かな再生に向けて、関係者の皆様と連携を図りながら取り組みを講じてまいります。

最初に、原子力発電所の事故を起因とした風評被害等によって、本市の農産物生産農家は大きな被害をこうむっています。昨年来、損害賠償の請求手続の支援等を行っておりますが、引き続き農家収入に不利益が生じないように努めてまいります。

また、本年4月からは、食品に含まれる放射性物質の基準値の見直しが行われることから、地元産の農作物の安全を確保する視点に立ち、生産者の希望に応じて放射能を検査する体制を整えてまいります。

一方、放射性物質が検出されたことで、狩猟に対する敬遠が指摘されているイノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、農作物への被害増大が懸念されております。このため、わな免許取得講習費等助成による資格者の確保と、わなの設置増による被害の低減に努めてまいります。

生産調整の達成に向けては、平成23年度から本格化した戸別所得補償制度に相まって、水田の保全を図る観点から飼料用米の作付けを推奨してまいります。さらに、農地保全の重要性や農業用排水施設の長寿命化を考慮し、新たに3地域を加えた6つの地域で「農地・水・環境保全向上対策」を実施してまいります。

本市の森林資源につきましては、災害の防止など、身近で貴重な財産ですが、高齢化が進行する中で所有者の負担にゆだねるだけでは荒廃が防げない状況です。このため、ここ数年来、身近なみどり整備推進事業を進めてまいりましたが、防犯対策や不法投棄対策に有効となるなど多方面にわたる効果も認められることから、引き続き茨城県森林湖沼環境税の充当事業として推進してまいります。

水産振興につきましては、水産資源の回復対策として、わかさぎふ化放流事業への助成、外来魚であるブルーギル等の除去助成を実施するとともに、消費拡大策として水産加工特産品キャンペーンを支援してまいります。また、漁業及び農業基盤施設の整備としまして、高加津舟溜樋門の修繕を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、さまざまな観点から積極的な企業誘致を進めたいと考えております。震災の影響もあり、県内への引き合いが下がっているところがございますが、本市の固定資産税特例や立地促進助成、さらには促進融資利子補給等の優遇措置などの情報を広く発信してまいります。

雇用対策につきましては、震災等緊急雇用対応事業等を財源とする事業に市の単独事業分を加えることで、総数で50人以上、事業費で約9000万円規模の雇用創出を予算計上しているところであります。

次に、観光の振興につきましては、震災後において商工会青年部の皆さんを初め多くの方々がさまざまな場面で活発な活動を展開しており、その行動力は復興に当たっての原動力となっております。本年正月に開催された「お城市」と称した自主イベントには、多くの方々が来場されたと聞いております。今後のさらなる発展を期待するとともに、市としても連携を強化してまいります。

また、新たに健康ニーズをとらえたスポーツ観光の推進として、歩崎公園近郊を舞台としたサイクリングイベントを開催し、本市の魅力を広くPRするとともに、あゆみ祭りを第25回の記念大会とするなど、既存イベントのさらなる充実を図ってまいります。

かすみがうらブランドとして推奨している「湖山の宝」普及推進につきましては、消費拡大に向けて事業者の情報発信力の強化を支援してまいります。

第5に、「みんなでつくる連携と協働のまちづくり」を目指してまいります。

未曾有の災害となってしまった東日本大震災の経験を教訓として、地域コミュニティー活動の強化、市民活動団体との連携強化を推し進めてまいります。

最初に、コミュニティー活動の拠点となる地域集会施設の整備につきましては、行政区からの要望にこたえるため、4カ所の集会施設の改修整備を支援してまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、各種団体の活動域が広がりを見せており、今後は一層の連携を図るとともに、市民参加の機会拡充に努めてまいります。また、震災後には、ふるさと大使を初め多くの方々の支援をいただき、人のきずなの大切さを再認識したところであり、今後も、たくさんの方々ときずなを結びながら交流の拡充に努めてまいります。

男女共同参画社会づくりにつきましては、実感できる社会の実現を目指し、セミナーの開催など関連事業の充実に努めてまいります。

次に、広聴広報活動の充実ににつきましては、公平性の視点から広報紙などにより、わかりやすく情報を提供するとともに市民意向の把握を基本といたしておりますが、情報化時代のニーズに沿った媒体の導入についても随時検討してまいります。

行政運営につきましては、財政運営に危機感を持ちながら、効率的・効果的、かつ開かれた行政を目指しているところでございます。これまで、固定化、聖域化の見られた各種補助金や事務事業を市民目線で見直し、時代ニーズの高い事業へと振りかえてまいりました。平成24年度においては、公募型補助金制度の新たな導入や事業仕分けの継続実施をとおして、事業の必要性をさらに精査してまいります。

行政改革の推進につきましては、公約を果たすべく職員総人件費の削減に取り組んでおりますが、一方で、これまでの新規採用の見送りによる支障が生じないよう民間委託などへの転換を進めてまいります。さらに、行政組織の合理化、待遇等の職員研修の充実、職員の昇格試験の実施等をとおして市役所内の意識改革にも努めてまいります。

平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする総合計画後期基本計画には、積極的な展開を図る重点プロジェクトとともに、施策においても5年後の目標を掲げており、効果的、効率的なまちづくりを進めるために、適正な進行管理をしてまいります。

最後に、ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成24年度予算の概要をご説明申し上げます。

一般会計予算の総額は151億6000万円で、平成23年度予算と比較して1億1000万円、0.7%の増と、ほぼ同水準となっています。

歳入につきましては、市税において、計上率を決算ベースで見直し、固定資産税の減が見込まれるものの、個人・法人とともに市民税の伸びが見込めることなどにより、市税全体では1億9079万5000円、4%の増となる見込みです。しかしながら、地方交付税については2.7%の伸びを見込むものの、臨時財政対策債や地方譲与税、各種交付金が減となるなど、厳しい状況は続いています。

このため、職員給与の引き下げや人員削減等により人件費の削減に取り組むとともに、財政規律に十分留意しながら、被災市町村に係る合併特例債の期間延長を踏まえた合併特例債活用事業の拡大等により、財源の確保に努めてまいります。

特別会計につきましては、5会計合わせて98億6510万円で、3億8590万円、4.1%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせて、総額250億2510万円となり、同じく4億9590万円、2%の増となっています。

企業会計である水道事業会計につきましては、収益的収支では、平成23年度予算と比較して、

収入は705万1000円、0.7%の減、支出は1326万6000円、同じく1.3%の減となります。資本的収支では、収入は同じく2億4408万4000円の増、支出額は同じく1億2358万5000円、23.4%の増となっています。

以上、平成24年度の行政運営の基本的な考えを申し上げました。

議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、新年度の施政方針といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第5日目の3月2日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時49分

[山内庄兵衛議員 入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第 4 議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第4、議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回のことを踏まえ、私自身に対する自戒の意味を込めまして、3月から5月までの3カ月間の給料について、10分の10を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

質疑通告がありますので、通告順に発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

自戒の意味を含め3カ月の1割の給与削減ということですが、今回の自戒というのは、新盆回りで公選法違反というふうに指摘されて書類送検される。結果的に不起訴になったという経過のことをいうのかどうか、その内容についてももう一回確認をさせていただきたい。その特例の制定に至った経緯、それについてもご説明をもう一度していただきたいと思います。

それと、今言った3カ月の期間、それから1割という削減率でございますが、これについては何らかの根拠があるのか、それとも何かの例に倣ったのか、それについてお答えをお願いします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

佐藤議員のおっしゃるとおり、第1点目につきましては、昨年8月の私の新盆回りに対する司法当局の結論が出ましたので、それを受けて自戒の意味を込めて実施するものでございます。

また、削減する額と期間でございますが、前例と必ずしも全部が同じような状況ではないんですが、私なりに自分で反省をいたしまして、この金額を提示させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

削減の率なんですけれども、既に市長は5割削減をしております。ただ、今回の事態は大きな問題として、本来であれば、かなり厳しい判定が下される危険性もあったわけでありまして。実は、前坪井市長がインドの湖沼会議で議員に土産を贈ったという問題で、これも3カ月だったんですけれども、3割の削減があったというふうに私は記憶しているんですが、これについて、その1割というのはどうなんでしょう。これは、1割という判断は、やはり既に5割自分が削減しているということから、1割にしたということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

坪井前市長が前回、平成20年の時だったんですが、減額した期間は平成20年1月から3月まで3カ月分、20%と聞いております。坪井前市長の場合は、あまり慣例にはないようなお土産を配ったということなので、そういった判断を坪井前市長はされたのかなと思います。私もこの率と期間等につきましては、ほかにもちょっと調べてみまして、平成16年当時に、郡司豊廣、当時霞ヶ浦町長でございましたが、やはり新盆の際の不祥事がありまして、その際には3か月分、10%というふう聞いております。また、坪井前市長と同様でありまして、同様というか選挙の当選した時に、小美玉市長が自分が当選した時に、お礼参りみたいな形でお酒を配ったことがあり

ました。それが平成19年でございますが、その時は3カ月分、10%と聞いております。そういった例を見ながら、私も世間並みに必ずしも多額のことをやるのが、そういう前例をつくるのが必ずしもよくはないと、かといって、あまり少ないのもこれもまたよくないのではないかと。そういうことから、10%、3カ月ということを決めさせていただきました。提案をさせていただいておりまして、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

次に、5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、私からもこの議案第1号につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目、起訴猶予ということで、宮嶋市長は検察当局から言い渡されたわけではございますが、先ほど来、ほかの前市長、ほかの市長さん等のお話が出ておりますけれども、起訴猶予までには至ったのでしょうかというところが非常に私としても、市長が今回提案する上で、よく踏まえていただきたかったなと感じるしだいです。その起訴猶予の償いとして、月1割が3万8950円ということによろしいのでしょうか。7万5000円ではございませんよね。この減額を3カ月分では、これまでの職員に対する懲戒免職と比べ、極めて甘いと言わざるを得ないと存じますが、何を根拠にこの程度に償いとしたのか改めてお伺いします。

2点目、市民への償いということです。宮嶋市長をさきの市長選挙で支持しなかった市民、場合によっては、もう既に支持していない市民としてこの程度のけじめでは納得いかない方が多数いらっしゃると思いますが、住民投票条例で問う相当の意思があるのかお伺いします。

さきの庁舎の一件に関しては、既にマスコミへ住民投票を用いたいということまで意思はおありのようですので、お伺いするものです。

さらには、庁舎の住民投票については、近く行われるであろう衆議院、参議院選挙にあわせて住民投票を行えば、経費は安くできるというお考えもお示しのようなのですが、この際に、市長の職を辞して真意を問う意思があるのかお伺いいたします。

3つ目に、事務的損失をお伺いします。この減額条例の総額に比べ、市長がこの書類送検に至るまでの取り調べの公用車使用や運転手、さらには庁舎に不在であった時間の事務的損失についてどこまで数字を求められているのかお伺いいたします。

最後に、市の対外的損失を市長はどこまで実感されているのかということでお尋ねします。この減額条例と比べ、市長の書類送検、起訴猶予に係る対外的信用損失はどの程度にお考えなのか、まずはお尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、第1点であります。月3万8950円と今おっしゃったようであります。私はあまり金額がいくらであるかという意識はないのであります。多分、古橋議員がそうやって調べたのであれば、多分その金額が正しいかなとは思いますが。金額が少ないのは、元金が少ないから少ない

のでありまして、これは率的に多いとか少ないということであれば、率的な話は先ほど佐藤議員にお話ししたとおり、自戒の意味を込めて10%と、こういうことでやらせていただきました。金額の少ないのはご勘弁願いたいと思います。

それと第2点、住民投票条例と申しましたが、住民投票条例は、今かすみがうら市はないわけでありまして、いわゆる住民投票で問う意思があるかどうかのお尋ねでございますが、これは、私のほうからこの件につきまして、住民投票にかけるということとはございません。そういった先例もないと思います。庁舎問題と絡めてのご質問でございますが、全然問題の質が違っていると私は思います。

また、3番目の事務的損失であります。私は事務屋ではございませんで、いわゆる政治家でございまして、政治家としてこれは問われている問題でございまして、その責任を明らかにするためにこういった措置をお願いをしているわけでございます。トータル、私は1時間くらい働いている身ではございませんで、全然政治家としての使命感でだけやっております。給料をいくらもらおうとか、そういうことを目的に働いているわけでは全然ありません。使命感のみで働いておりますので、そういったことは計算もしたこともございませんで、それがいくらについているかなんていうことは思いもめぐらしたこともございませんで、そういうことではございませんで。

それと、市の対外的損失でございまして、これはいわゆるイメージ的なもので、かすみがうら市長はちょっと不始末をしでかしたなというイメージ的なものではマイナスがあったかと、そういう反省をいたしております。金額的にいくら損失を及ぼしたかと、そういうご質問でございませんですれば、ちょっとそれは私もわからないと、不明であるとしか申し上げようがございませんで。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

再質問いたします。

2つ目の市長の職を辞して真意を問う意思があるのかということでは答弁がいただけませんでしたので、まずこの点をお尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる住民投票でこの問題をやるということは、私が市長職として適切かどうかということでは住民投票で問うというご質問だと思っておりますが、それには先ほどお答えしたとおり、そういう意思は全然この件についてはありません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私のこの2点目は、ちょっと解釈が、市長、大分消極的なんですけれども、これまで庁舎問題では、議会との相談の中で進めて行くということをおきながら、軽々しくマスコミのほうに自分の考えを一方向的に書かせる、こういう信用を失うようなことをされている。この形

と非常に乖離があるんですよ。実際、私でさえ、ほかの皆さんでさえ住民投票で市長のこの処分がいいかどうかなんて聞くわけないですよ。市長が、先ほど冒頭で自戒の意思を含めてということでおっしゃている割には、非常に私は軽いと思います。さらには、退職金は含まないというような形になっているんですけども、この退職金は含まないというのはどなたが判断されたんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、庁舎の問題につきまして、私がマスコミに発表したということですが、記者会見の時に話したわけですが、最終的には住民投票で決めたいということは、庁舎問題等の準備会が古橋議員が出席していたかどうか、ちょっと記憶はありませんが、議会側と話し合いをしました時にも申し上げております。多分、全協でも私は記録はとっておりませんが、その前にそのことを話し合った、準備会議の問題を話し合った全協でも、多分最終的には住民投票で決めたほうがいいのではないかというお話は申し上げておいたと思いますので、その延長で申し上げただけでございます。今でも、最終的には統一庁舎であるとか、そういう話になりました場合は、分庁舎あるいはそっくりここを分庁舎から別なところへ移転するというような話でありますれば、住民投票を経るのが当然だと思います。それとこの問題は全然次元が違う問題である、こういうふうに思います。

もう一点は、何でしたっけ、退職金。私は、自分の給料に関しては、ちょっとそういうところ全然計算しておりませんで、この給料が退職金に影響するのかどうかは全然音痴でございまして、これは事務方から答弁させたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

古橋議員さんのただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

市長は、現在給与の50%削減というようなことで、任期中ということございまして、今回の3カ月ということでございますので、期間も短いというように退職金のほうへの影響を外したというようにございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

いわゆる期間が3カ月というようにございまして、退職金に影響させないというよう

なことで、条例を提案させていただいております。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今のお二人の答弁を整理しますと、市長は退職金をつけるかどうかということに関しては判断していない、で総務部長が判断したということですね。

では、さらにお伺いしますけれども、それは先例か何かの形があって、同程度の起訴猶予みたいな形があって、他市町村を例にお決めになったということですか。お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

3カ月、10%というのは、退職金に影響するかどうかは事務的な問題であります、基本的に人に相談して決めたとかそういうことではありませんで、データを一応、前例を、さっき言った坪井前市長それから郡司前町長、小美玉市長とその一件、あと助川市長も昔あったんですが、助川市長までは調べなかったんです。そういったところを、ざっと報告を聞いて10%の3カ月でいだろうと、そういう大まかな感覚でやったものであります。ぜひ、お認めいただきたいと思えます。否決されれば、これはしょうがないわけではありますが、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長。市長の給料は、75万程度の形が基本給ではありません。もう初めから、50%形を差し引いた形が基本給ということで、よく自戒の意味を含めて考えていただくべきだったと私は申し上げたい。

それから、1つ目の質問によくご答弁いただけなかったんですが、これまで宮嶋市長が就任してから、職員は懲戒免職ということまで至った方もいます。その中では、非常に子どももまだ学費などもかかるという、そのぐらいの方だったかなと私は想像しておりますけれども、そういうものを配慮することも私は市長の役目だと思いますし、その自戒という心があるのならば、そういう恩赦的な意味合いも考えるべきだったと私は思います。市長は、もう既にお子さん方も、事業のほうも皆さんご家族のほうに譲られて、市長に専念しているわけですから、もっとけじめを大きく、対外的にもお知らせすべきだったというふうに私は思う次第であります。

それから、事務的損失。私これ通告したように、市長は勘定しなかったかもしれませんがけれども、市長公室長、こちらについてはどこまで勘定してあるんですか。お尋ねいたします。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

ただいま、古橋議員の質問でございますけれども、市長も非常勤の特別職ということで、議員さんも同じと思うのですが、そういった中で、非常に算出については難しいという中で、損失という数字は出しておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

（議長「静粛に願います。」と呼ぶ）

○5番（古橋智樹君）

計算できないんだったら、私が秘書課から全部日誌、総務委員会で以前いろいろお調べになったことありますけれども、また私が改めてこんなことに時間を費やしたくないですけども、預かってどの程度の損失があったかということを求めようと思えば求められるんですよ。それを、これだけ、さきに通告しておいて答えられない。これは市長が島田市長公室長に、秘書課に、こんなもの勘定するんじゃないというふうに指示したんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、公室長の答弁の中で、非常勤特別職ということがありましたが、常勤特別職の間違いだと思います。それと、常勤特別職ではありますが、いわゆる事務屋ではございませんで、政治家でございまして、365日、24時間この職にあるわけでありまして、その職務の職責はいつどういう形で責任が生ずるかわかりません。そういうことから、金額的にカウントするようなものではないということで、これを金額でカウントしても、そうなってくると、いちいち例えば普通の人がいわゆる勤務時間外の夜8時、9時に公務で懇親会等に出てる、あるいはほかの政治家と話をする、そういったことまで、じゃ私はいくらの残業分をやっているのかなという話になりますから、そういうことは、政治家にとっては全くナンセンスでありまして、そういうものを最初からカウントするなんていうのはもう全然指示もしてございません。また、積算もできないものだと思います。トータルで私がいただいている報酬月額がこういうもので、ボーナスを含めると年間こうなるよと。そういうことで、それから給料分だけ10%、3カ月削減するよと、こういうことでご理解を賜りたいと思います。それで、どうしてもご不満であると納得いただけないということであれば、これはしょうがないと思います。それ以上のことはございません。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

市長にいくらお尋ねしても、私にとっては、もう自戒の意味があるというふうには感じられない答弁です。

2つ目の中で、市長の職を辞して真意を問う意思があるのかということで、非常に遠巻きな答弁しかありませんでしたけれども、市長の職を辞して問う意思相当は、特段ないということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さっき、明確に申し上げたと思いますが、それは全く次元の違う話でありますから、全くござ

いません。

○議長（小座野定信君）

古橋議員。

そろそろまとめてください。

○5番（古橋智樹君）

同じ起訴猶予相当で、全国の首長の中には、けじめとして辞職された方も先例としてあります。

それから、公用車の使用と運転手を使ったということは、市長が24時間動いていることとは別に明確にカウントできると、私はこの場をお借りしてお伝えさせていただきます。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

本案につきましては、現在市長は旧出島村長を務めるなど政治に深く関与しており、違法との認識はなかったと主張するのは、納得しがたく意図的である、との理由により起訴猶予を不服として平成24年1月12日に市民より水戸検察審査会に審査を申し立てたとの報道がなされております。片や、市長は、議会に対しても法律解釈が甘かったため申しわけなかったと弁明しております。

そこで伺いますが、なぜ、再三議会に弁明しているにも関わらず、もっと早く提案しなかったのか伺います。また、なぜこの時期なのかその理由を伺います。さらに、ここで提案しようと思ったのは、市長自らの意思なのか、それとも誰かの助言によって提案したものなのか伺います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この時期までなぜ待ったのか、あるいはなぜこの時期に出すのか、もっと先送りしないのかというのは、この司法判断に対して、まだ最終的に検察審査会が開かれたかどうかというのは私は全然わからないんでありますが、一応私も検察庁からこのことを聞いたんじゃないんで、新聞報道で知っているだけでありまして、検察庁に確かめたことはないんです。新聞報道で起訴猶予になって、そのまま検察からも何にも呼び出しがないものですから、多分、慣行的なものであるから起訴猶予にしてくれたんだろうと思いますが、そういったことが水戸地検から報道機関に発表があったということで、多分それが司法機関の判断なのだろうと思います。それが一たん出たものでありますから、直近の議会、今議会の初日をお願いをしているところでございます。

この検察審査会が、今後どうなるかについては、私も全然情報がありません。あえてこちらからも聞いてもおりません。検察審査会で審議の結果、重大犯罪であるということで起訴され有罪になるという事態になれば、これは自動的に私の意思には関係なく公選法違反ということで職を

辞することになります。これはまだ、全然私は情報がありませんので、それは考慮しておりませんので、先般のマスコミ報道を受けてそうなんだろうといことで、今回出させていただいたわけでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今の質問の中で、これが市長の自らの意思なのか、誰かの助言があったのかというのをお答えいただけていないです。

それと合わせて、市長が再三にわたって違法との認識がなかったとの発言が多々ありました。また、今回の起訴猶予となったことを考えましたら、いっそのこと提案する必要はないんじゃないかと思うんですけれども、市長はいかが考えているんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、誰かの助言があったかどうかについてですが、これは全くありませんで、秘書課長にこういう措置を、3カ月、10%でやりたいんだが、ちょっと資料をとってくれという、こういう同じような条件であるというのは、実は事前に聞いておりましたので、今回再確認の意味で秘書課長に命じまして正確な前例を調べてくれと、それで確認した上、自ら出したものでございます。

違法性の認識が当初なかったんだから、本条例案をあえて出す必要がないんじゃないかというお話でありすが、もちろん私は長年慣行的にやっていたというそのことで、違法性の認識は当時はなかったわけでありすが、自分で回れば問題がないという認識でおりましたので、当時はなかったのでありますが、結果的にそれは誤った法認識であるということでありましたから、それは後になってわかったことではありますが、それは政治家としてはやっぱりうかつだったなと、そういう自戒の意味を込めて今回お願いをするものでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今も反省しているというお話だったんですけれども、そんなに反省している自戒の念があるのでしたら、この提案を3カ月といわずに、市長が言うその反省の重みというのは3カ月程度なのかという、そういう判断の下に提案しているということになりますけれども、再度聞きますけれども、前の方も聞きましたけれども、どのような理由によって3カ月としたのか。また、例えば、本当に反省しているならば、6カ月とか1年または2年、さらには任期中という選択肢もあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員また古橋議員の時にもお答えしたとおり、私は、この案件に対しましては3カ月10%というのが世間並みかなという判断でございまして、こういう案件につきまして、いわゆる世間

並みにやっておくのがやっぱり一番妥当ではないかということでございます。もし、ほかの方がそういう厳しい判断をされるのは、またその方の考えだと思います。これはあくまでも私の考えであると、前例を踏まえてのですね、そういうことをご理解賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

そろそろまとめてください。

○6番（小松崎 誠君）

市長は、今回、本案と同時に敬老祝金の廃止や削減を提案しております。片や、反省した姿を市民にPRするという措置とも思えるような給与削減を提案しております。この2つの提案を考えた場合、かすみがうら市民の市民感情としては、市長のこの姿勢に対して市民は果たしてどのように映り、またどのように感じているのでしょうか。

最後になりますが、この採決の行方は議員各位が、これまでの市長の反省に立った政治姿勢であるかどうかの判断にかかっているものであることを申し上げ、質疑を終了させていただきます。これに対する答弁は結構でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

5番 古橋智樹君。

〔5番 古橋智樹君登壇〕

○5番（古橋智樹君）

議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

さきの起訴猶予に係る償いのあかしとして、検察当局との申し合わせであろうと推察いたしますが、今後この市長が選択した安直な償いには、選挙で宮嶋市長を支持しなかった市民からいろんな声があられると予想されます。また、選挙で支持後も、数々の強引な振る舞いに不信感を募らせ、不支持となった市民も同様であります。他人には厳しく自分には甘い、という典型的な例でありましょう。起訴猶予された後、償い、けじめを真っ先にマスコミに発表せず、部下である職員給与の削減方針をマスコミに説明するなど、リーダーとしての資質に欠ける人格を疑わざるを得ない行為であります。その償いとして、誠心誠意まちづくりに励んだものが何かありまし

ようか。反対する私にとっては、その償おうとする心は何も届いていないのであります。

この起訴猶予の償いとして、けじめをつける心があるのであれば、1つに、事務的損失を正しく弁償する。2つに、起訴猶予となったことについて市民、マスコミに誠心誠意謝罪を發表し、まちづくりの意識を改める。3つに、庁舎方式を住民投票で問うならば、宮嶋市長の責任について市長選挙で真意を問う。

以上を求めまして、反対討論といたします。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございますか。

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

田谷議員、賛成ですか、反対討論ですか。

○4番（田谷文子君）

反対です。

○議長（小座野定信君）

反対討論ですね。反対討論というのは、この条例を否決ということの反対討論でよろしいですか。

○4番（田谷文子君）

賛成討論です。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時36分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 田谷文子君。

〔4番 田谷文子君登壇〕

○4番（田谷文子君）

議案第1号 市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど来、佐藤議員、古橋議員、それと小松崎議員等から市長の新盆の措置に関するいろいろ議論がなされておりますけれども、私の意見として皆様方にお諮りしたいなと思ひまして、準備はしてございません。今お話をお聞きしました時点で、私の感想、意見を述べさせていただきますので、その辺ご了承くださいたいと思ひます。

確かに、慣行的な事例でございます。_____

私

は紙っぺら1枚で確かに戦いました。—————
—————いや、そういうことが、今市長に対する皆さんのご意見で、この審議がなされているんじゃないんでしょうか。違法的な行為が、確かに違法的に認識がなかった。そのように市長は何度も弁明していますし、皆さんにも謝っているし、そしてこの司法の立場から起訴猶予という、こういう新聞報道なり、決着がついたんではございませんでしょうか。そして、それをまた、確かに懲戒免職はございましたでしょう。そして、恩赦的な意味も確かにあると思います。ですけれどもこの間の懲戒免職は、私の意識ではお酒を飲んで、そして交通事故を起こしたというそういうふうな不条理なことがあっての懲戒免職ではなかったんでしょうか。市長は、かすみがうら市のイメージダウンを、確かにありました。ですけれど、このように謝って—————
—————そして司法の立場から決着がついたのではございませんか。—————
—————もうちょっとおうように、そして構えて、そして皆さんも恩赦的な気持ちがございますら、市長に対してもそういう恩赦的な意味をもって、接していただけたらと思うんですよ。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

田谷さんの発言の中で、皆さんの了解を得たという発言があったけど、その点は私全く理解できないんですよ。もし、間違っている発言ならば、取り消していただきたい。

○議長（小座野定信君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

全員の了解は得ていないかもしれませんが、確かにね。ですので、その点は取り消しいたします。

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第1号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第1号は否決されました。

日程第 5 承認第1号及び議案第2号ないし議案第33号

○議長（小座野定信君）

日程第5、承認第1号及び議案第2号ないし議案第33号までの33件を、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○議長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました各議案等につきまして、提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきましては、平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

内容といたしましては、東日本大震災で千代田庁舎が被災したことにより仮庁舎への行政機能の移転を早急に実施する必要が生じたため、移転費用等として規定の歳入歳出予算に3148万円を追加し、総額を157億4315万3000円としたものであります。

次に、議案第2号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては、民間と比べて高額である職員給与費を、当面本年4月から1年間、職務の級に応じて6%から10%の範囲で減額措置を講ずるものであります。

次に、議案第3号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、東日本大震災からの復興のため、県から交付される資金を復興まちづくり事業の財源に充てることを目的とした基金条例を設置するものであります。

次に、議案第4号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定につきましては、地域主権改革第2次一括法が公布されたことから、墓地等の経営の許可等に関する事務が本年4月1日からは市が行うことになるため、許可基準や手続などを規定した条例を制定するものであります。

次に、議案第5号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定につきましては、公立保育所を民営化するに当たり、適正な運営事業者を選考するための委員会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、身体障害者相談員外4件の非常勤特別職を新設するのに伴い、報酬等の額を設定するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正及び地方税の臨時特例に関する法律が公布されたことに伴い、法人税実効税率の引き下げによる都道府県税収入と市町村税収入との増減額を調整するため、県たばこ税の一部を市たばこ税に移譲すること及び東日本大震災からの復興を図るため、防災施策費用の財源を確保する臨時的措置として、個人住民税の均等割の標準税率を平成26年度から35年度までの年額500円の引き上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、危険物の規則に関する政令等の改正に伴い、危険物を貯蔵するための施設区分が追加されたことにより条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市内への企業立地を促進するため固定資産税の特例措置を講じておりますが、本年3月31日をもって失効となりますこと

から、同制度を引き続き3年間継続するため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、遺族に兄弟姉妹を追加するとともに災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て世代の負担軽減と児童の健全育成を促進するため、現行では小学校3年生までとなっている医療費の無料化を本年10月から中学校3年生まで拡大して実施するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厳しい財政状況を踏まえ、給付対象年齢及び給付金額を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、3年を1期とする第4期介護保険事業計画の期間が本年度をもって終了することから、計画期間の変更と合わせ介護保険料についても改正するため、条例の一部を改正するものであります。

なお、介護保険料につきましては、給付費の見込額の増加により基準額月額を現行の4,000円から900円を増額し4,900円とするものであります。65歳以上の第1号被保険者の皆様には、負担が増えることとなりますが、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、議案第14号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市内への企業立地を促進するため設備投資や雇用促進の助成制度を講じておりますが、本年3月31日をもって失効となりますことから、同制度を引き続き2年間継続させるため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、社会教育法等の改正に伴い、公民館運営審議会委員の委嘱の基準についての規定が必要となることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 かすみがうら市図書館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、図書館法等の改正に伴い、図書館運営協議会委員の任命の基準についての規定が必要となることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、庁舎建設基金から東日本大震災復興まちづくり基金への積みかえにより財源の有効活用を図るため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第18号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定につきましては、青少年の健全育成に関する組織の整理統合等を進めるため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6億8505万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億2820万4000円とするものです。

主な内容といたしましては、千代田地区防災無線整備工事を初め、下稲吉小の整備、下稲吉東

小の耐震整備及び東日本大震災の復興財源とするための基金積立等の経費を計上したものであります。

次に、議案第20号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に9768万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億9052万7000円とするものです。

内容といたしましては、保険給付費について不足が見込まれることから、増額を行うものであります。

次に、議案第21号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から333万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9738万円とするものです。

内容といたしましては、広域連合における保険基盤安定事業の確定に伴い、納付金を減額するものであります。

次に、議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2945万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億1663万円とするものです。

内容といたしましては、東日本大震災の復旧事業として計上した管渠布設工事費等の減額によるものです。

次に、議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から380万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9401万5000円とするものです。

内容といたしましては、東日本大震災の復旧事業として計上した管渠布設がえ工事費等の減額によるものです。

次に、議案第24号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2366万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7248万5000円とするものです。

内容といたしましては、保険給付費について不足が見込まれることから、増額を行うものであります。

次に、議案第25号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入の既決予算額1750万1000円から240万円を減額し、資本的収入の総額を1510万1000円とするものです。

なお、補てんされる過年度分損益勘定留保資金の額を4億1222万7000円に改めるものであります。

次に、議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は151億6000万円で、前年度と比較しますと1億1000万円、0.7%の伸びとなっております。

次に、議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は49億7670万円で、前年度と比較しますと2億9170万円、6.2%の伸びとなっております。

次に、議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、

歳入歳出総額は5億9890万円で、前年度と比較しますと490万円、0.8%の伸びとなっております。

次に、議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は11億4300万円で、前年度と比較しますと8100万円、6.6%の減となっております。

次に、議案第30号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は3億7500万円で、前年度と比較しますと1760万円、4.9%の伸びとなっております。

次に、議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は27億7150万円で、前年度と比較しますと1億5270万円、5.8%の伸びとなっております。

次に、議案第32号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支の収入が9億9823万8000円、支出が9億9202万3000円となります。

また、資本的収入及び支出については、収入が2億6158万5000円。支出が6億5091万3000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8932万8000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で補てんするものであります。

次に、議案第33号 市道路線の認定につきましては、本路線は市道㊦8-2899号線とする市道として認定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第5日目の3月2日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 平成23年請願第1号 請願書「ハッ場ダム等水源開発の検証検討について」

○議長（小座野定信君）

日程第6、平成23年請願第1号 請願書「ハッ場ダム等水源開発の検証検討について」を議題といたします。

ただいま議題となっている請願につきましては、産業建設委員会委員長から審査報告書が提出されておりますので、これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項

の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、継続審査となっております平成23年請願第1号 請願書「八ッ場ダム等水源開発の検証検討について」を平成24年1月13日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、平成23年請願第1号は、起立採決により不採択すべきものと決定しました。審査の経過並びに概要につきましては、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

審議の経過の中に、審議された形跡がないんですけれども、どういうことなのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

12番 矢口龍人君。

佐藤議員、ガムはかまないでください。会議中です。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

報告書のとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成23年請願第1号の討論を行います。

賛成の討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第1号 八ッ場ダム等水源開発の検証検討について、賛成の立場で討論をいたします。

民主党政権は、09年、国民の政治を変えて欲しいとの期待を受けて誕生いたしました。「コンクリートから人へ」とのスローガンを掲げ、無駄な大型公共事業の象徴である八ッ場ダム建設について、当時の前原誠司国交省大臣が中止の宣言をし、ダム本体の工事着工を凍結。しかし、建設推進を求める6都県が負担金をてこに検証の道筋を速やかに示すよう圧力をかけたため、民主党政権はこれに屈服。新たに就任した馬淵国交省大臣は、「今後中止の方向性には一切言及しない、予断を持たず検証する」と変化いたしました。ダム建設中止の根拠や生活再建策などを説明しないなど、中止の明確な足場を持たない民主党政権の弱点が露呈した結果となったわけですが、もちろん八ッ場ダム建設は、そもそも利水・治水という建設目的に問題があり、中止は当然であります。住民も長い間反対運動をしてきたいきさつもあります。また、市民団体の中止要求もありました。政権交代直後に民主党が中止を表明したのは、こうした運動と無駄なダム建

設を見直せという世論を背景にしたものであります。

その後、10年10月、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議中間取りまとめを受けて、八ッ場ダム事業の検証検討会議が始まりました。しかし、有識者会議といっても、事実上、検証検討を誘導するのはこれまで推進してきた国交省関東地方整備局であります。その結果、11年9月には、国交省の関東地方整備局が、治水・利水などの目的別評価と総合評価の両方で、八ッ場ダム建設案が最も有利とする検証結果の報告案を提示いたしました。私も加わっておりますが、八ッ場ダムをストップする市民団体の代表は、検証の前提となる水需要の過大予測が見直されていない。八ッ場ダムによる治水効果が過大評価されている。一般市民の声を聞く場が設けられなかったこと。静岡県の富士川河口部から導水するなど、検証以前に実現不可能な代替案が組まれているなどの問題点を指摘。検証は、八ッ場ダムの建設が前提となっている。今後は、国に対して検証方法の抜本的な見直しを求めていくとして、運動を強めることを表明いたしました。

そして、「八ッ場ダムを建設することが、コスト面などで最良」とした国交省のこの検証結果は、科学性や客観性に欠けているとして、検証の抜本的なやり直しを求める声明文を50人を超える学者が連名で、10月26日、野田首相や前田国交相に提出をいたしました。呼びかけ人は、京大の今本名誉教授、河川工学者であります。そして、東大の宇沢名誉教授、群馬大学の西園教授、その他11名。声明の中身は、水没予定地の住民が移転する代替地の地すべりの危険性や八ッ場の利水・治水面の必要性を改めて公開の場で検証することを要求。東日本大震災並みの大災害や、浅間山の噴火の可能性を踏まえることも求めるものであります。今本名誉教授は、従来の河川行政に批判的な専門家も入った第三者機関での公開の場で再検証を要請をいたしました。しかし、前田国交相は、昨年暮れ12月22日、平成24年度予算に本体工事に入るための経費を計上すると述べ、事業の継続決定をしたわけであります。

八ッ場ダム検証について、実質的な協議の場に参加した1都6県のダム担当部長のうち、4県の部長が国交省と総務省からの出向者であり、身内の検証だったことが2月1日、日本共産党の塩川鉄也議員の衆議院予算委員会の質問で判明をいたしました。塩川議員は、八ッ場ダム推進の国交省関係者ばかりが集まって、どうしてまともな検証ができるのかと追及。水問題研究家の嶋津暉之さんは、天下りや出向でおいしい思いをしている国交省一家がダム推進に向け、やりたい放題だ。客観的な検証は行われていないと話し、有識者会議メンバーを一新して再検証を求めました。朝日新聞は、「八ッ場ダム整備計画はゼロから」と題する2月4日付の社説で、「計画づくりでは、ダム批判者を交えた議論が欠かせない。関東地方整備局におかれた有識者会議のメンバーを一新すべきだ。時間的に難しいなら、八ッ場ダムに反対する学者や市民団体が参加する討論会が不可欠だ」と述べ、「財政難が深刻さを増す中、優先すべき対策は何か、八ッ場ダムは本当に必要なのか、利根川の整備計画づくりを通じて突き詰めなければならない」との見解を示しました。総工事費9000億円もかかる八ッ場ダム建設の再開は、断じて認めることはできません。

私は、八ッ場ダム建設は、無駄な事業であるだけでなく、崩壊の危険性を指摘したい。また、結果的には、茨城県の水道料金の引き上げに通じるものであります。

以上、議員の皆さんの賛同をお願いして、請願に賛成する討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、平成23年請願第1号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

起立により採決いたします。

平成23年請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、平成23年請願第1号は、不採択と決定いたしました。

日程第 7 議会だより編集特別委員会付託案件の調査終了の件

○議長（小座野定信君）

日程第7、議会だより編集特別委員会付託案件の調査終了の件を議題といたします。

本件につきましては、平成23年第4回定例会において、議会会議録の公開についての調査を議会だより編集特別委員会へ付託し、調査結果報告書が提出されましたので、委員長からの報告を求めます。

議会だより編集特別委員会委員長 古橋智樹君。

[議会だより編集特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○議会だより編集特別委員会委員長（古橋智樹君）

議会だより編集特別委員会の調査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、平成23年第4回定例会において追加付託されました議会会議録の公開について調査を平成24年1月27日、1月30日、2月15日に委員会を開催し、調査を行いました。

議会ホームページに会議録を公開することについての協議では、県内市議会のホームページへの公開状況について調査を行いました。委員からは公開することにより、市民のみならず、我々議会活動にとっても利便が図られるといった意見がありました。協議の結果、議会ホームページに会議録を公開することに決定しました。

公開対象とする会議録についての協議では、会議録作成を業者委託としたのが、平成22年第1回定例会からであるとのことから、そのような形で協議を進めてはどの委員からの意見もございまして、協議の結果、公開する会議録は平成22年第1回定例会からの会議録からとすることに決定しました。

公開方法についての協議では、検索のしやすさ、扱いやすさを考慮した方法をとの意見が委員からありました。協議の結果、公開方法については、パソコンにおいて汎用性の高いポータブル

ドキュメントフォーマット、通称PDF形式のファイルデータにして公開することと決定いたしました。

公開を開始する時期についての協議の結果、平成24年第1回定例会閉会后準備が整い次第とすることを決定いたしました。

以上で、議会会議録の公開についての議会だより編集特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま委員長の報告をもって、議会だより編集特別委員会へ付託していた議会会議録の公開についての調査を終了することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

委員の皆様方には、慎重なる調査、まことにありがとうございました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日2月28日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時11分